



## 下水道使用についてお願い

下水道に異物が流れてきてポンプ等の機械が停止する事態が発生しており、ポンプや処理機械の故障の原因となります。

ポンプが故障してしまうと、マンホールから汚水が流れ出すとともに、接続しているお宅の排水設備(トイレ・排水口等)から汚水が逆流してしまう場合もあります。下水道施設を正常に保つため、次のものを流さないでください。

流してはいけないもの	理由
ティッシュペーパー、衛生用品、たばこの吸い殻等	ティッシュペーパーや衛生用品は水に溶けないため、詰まりの原因となります。トイレットペーパー以外の紙類は流さないでください。
布類	ポンプの回転羽根にからみつくので布類は絶対に流さないでください。
野菜クズや生ゴミ等	下水管の詰まりの原因となったり、処理場にも大きな負担となるので、固形物のゴミを流さないでください。
油類	油類は下水道管に流れ込むと冷えて固まり、詰まりの原因になります。処理場にも大きな負担となりますので、廃食用油は固めて適切に処分してください。

●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2115 (担当:塩入)

## 農作業の安全確認運動にご協力ください!



農作業安全確認運動の重点推進テーマ

### 「徹底しよう! 農業機械の転落・転倒対策」

いよいよ農作業が本格的にスタートする季節です。

機械の普及や従事者の高齢化等により、操作ミスや慣れによる安易な作業が**重大事故**や**死亡事故**を発生させています。

皆さんで農作業中の事故を防ぐため、次のことに注意し安全な農作業を心がけましょう。

- 適切な技能や免許等の資格を取得しよう!
- 作業に応じ安全に配慮した服装や保護具等を着用しよう!
- 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行おう!
- 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行おう!
- 軽微な事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を行おう!
- 事故発生時の対応手順を家族で確認しよう!



●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2113 (担当:羽隅)



## 春の交通安全町民総ぐるみ運動が始まります

「交通ルール 守るあなたが 守られる」  
～交通ルールを守れば安全が確保される交通環境づくり～

5月11日から5月20日までの10日間、春の交通安全町民総ぐるみ運動期間です。この運動は、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を目的として毎年開催しています。

町では、次の6点を運動の重点として交通安全運動を進めていきます。

運動の重点

- ①子どもを始めとする歩行者の安全な通行の確保
- ②高齢運転者の交通事故防止
- ③横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守
- ④自転車の安全利用の推進
- ⑤全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑥飲酒運転の根絶



運動期間中は、平日の午前7時30分から8時00分(子どもたちの通学期間)を目安に各地区の通学路等で街頭指導を行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

5月20日は交通事故死ゼロを目指す日です

## 自転車のヘルメット着用が努力義務化されました

令和5年4月1日から道路交通法の一部改正により、自転車を運転する方はヘルメット着用が努力義務となりました。自転車乗用中の交通事故の被害を軽減するため、頭部を保護することが重要です。

### 自転車安全利用5則

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



▲小学校で自転車のルールについて学ぶ様子

4月10日から19日までの「新入学児童等交通安全対策強化期間」中の街頭指導にご協力いただきありがとうございました。

●お問い合わせ ふるさと振興課 ☎37-2194 (担当:紺野)